

平成 23 年 9 月 12 日

ガス消費機器の修理時における安全装置の機能の確保について

西部ガス株式会社のグループ企業が行った、ガス風呂釜の修理作業における不適切な機器内部配線の変更により、空だき防止等の安全装置が機能しない状態となった風呂釜の存在が確認された件について、類似の事案が発生しないよう、社団法人日本ガス石油機器工業会会長に対し別添の要請を行いました。

(参考)

原子力安全・保安院によるプレス公表

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110912002/20110912002.html>

(別添)

平成23年9月12日

社団法人日本ガス石油機器工業会会長 殿

経済産業省商務情報政策局日用品室長

商務流通グループ製品安全課長

ガス消費機器の修理時における安全装置の機能の確保について

平成23年4月18日、福岡市内において空だき安全装置が機能しなかったため、屋外式ガス給湯機付風呂釜による火災事故が発生しました。

この事故について、平成23年8月3日に、当省（原子力安全・保安院）は、西部ガス株式会社から、同社が集合住宅の管理者と締結した業務契約の下で修理が行われたガス風呂釜について、修理時に施されたとみられる不適切な機器内部配線の変更により、空だき防止等の安全装置の機能が作動しない状態となっていることが判明した旨報告を受けました。

これを受け、当省（原子力安全・保安院）は、同社に対して対象機器の点検、原因究明及び再発防止策の策定について指示し、同年9月5日に、同社から報告があり、同社の修理に係る管理体制に問題があることなどガス保安の確保に対する取組が不十分であったことが認められました。

修理時におけるこのような安全装置に係る不適切な配線は、重篤な事故が発生する危険性を著しく高めるものであり、製品安全の観点から大変危惧されるところです。

つきましては、同様の事案が発生することのないよう、貴工業会傘下の各ガス消費機器製造事業者に対し、ガス消費機器の修理時における体制の管理及び安全装置の機能確保をグループ会社及び協力会社も含め徹底する旨、周知いただくようお願いいたします。